

建設訴訟の長期化の要因

1130174 森山 隆志

高知工科大学 システム工学群 建築・都市デザイン科

民事訴訟のなかでも、建設訴訟は医療関係訴訟と同様に専門的な知識が必要とされ長期化しやすい訴訟となっており、長期化すればするほど原告や被告の負担や精神的苦痛は膨大なものなることが予想されるため、建設訴訟が早期に締結することが望まれる。本研究では建設訴訟を調査し長期化の要因を分析するものである。

Key Words : 建築関係訴訟, 長期化, 鑑定,

1. はじめに

近年、日本はアメリカ合衆国のような訴訟社会に移行しつつある。訴訟社会とは一般的に訴訟が多く、トラブルを裁判によって解決することが日常的である社会のことを示しており、訴訟が頻繁に行われるようになることから、日本でも訴訟件数が増加すると考えられる。

2. 日本の建設訴訟の現状と問題点

(1) 建設訴訟の長期化

建設訴訟は、専門的な知識を必要とするため、裁判官や弁護士のみでの解決が困難である訴訟であり、争点が多いことから長期化しやすい訴訟である。

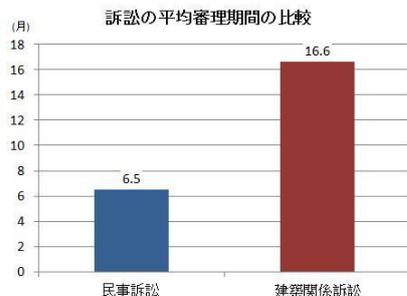


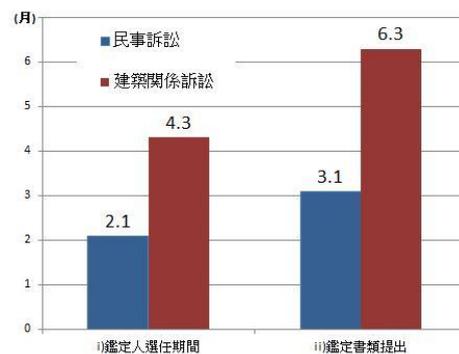
図1 民事訴訟と建設関係訴訟¹⁾

3. 日本の鑑定の問題

(1) 私的鑑定書の不公正

私的鑑定書とは、依頼主が客として鑑定書の作成を鑑定人に依頼して作成されているため、依頼主に有利な内容となっている恐れがある。しかしながら、その不公正な私的鑑定書を元に裁判は進められるため、多くの場合で原告と被告との意見の相違が生まれ審理期間が伸びてしまう。

(2) 鑑定関係機関の長期化



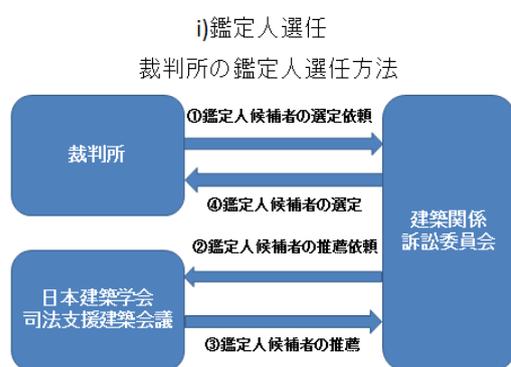
i) 鑑定人選任

現在の裁判における鑑定人選任制度は、2種類の方法がとられている。

方法① 原告、被告のいずれかが鑑定人を

推薦し互いの合意を得ることができれば推薦された鑑定人を採用することができる。

方法② 裁判所に鑑定人の推薦を依頼するという方法がありますが、方法①は原告の選任した鑑定人を被告が不採用とし、被告が選任した鑑定人を原告が不採用とすることが多く、鑑定人を選任することができないため、鑑定人を採用する場合裁判所が選任することが多い。



裁判所が鑑定人を選任する場合、上記の図の手段が採用されており、非常に手間がかかっているため、鑑定人の選任に期間が必要となっている。

ii)鑑定書類提出

鑑定が採用される場合というのは、私的鑑定書による審理が続いて、判断ができない場合が多いため、訴訟がある程度進んだ時点で採用されるため、争点や現状の把握に帰還がかかり鑑定に取り掛かる期間が遅れてしまい、鑑定人は鑑定以外の職務を行っていることが多く、通常の職務を行いながら鑑定を行う為多忙であり、鑑定に期間が必要となる。

(3)鑑定人の協力不足

・鑑定の問題

鑑定を行う際に、現状や争点の把握に時間が必要となることや、鑑定人の都合に関わらず鑑定書類の提出期間を指定され

ることや、住宅紛争などの場合に瑕疵の主張が多く鑑定を多項目で行う必要があるなど、通常の業務を行いながら長期間鑑定の業務に縛られることが問題となっている。

・裁判の問題

裁判所場で敵対的な質問や十分に意見を述べられないこと、裁判所という公の舞台で面と向かって批判を行いたくない、などの問題がある。そのため鑑定は苦勞が多くつらい体験となり、二度と鑑定を行いたくないという意見が多く鑑定人の協力が得られにくい現状にある。

(4)経験豊富な鑑定人の不足

鑑定人の協力が得られにくいため、鑑定を継続して行う人が少ないため経験豊富な鑑定人が育成されない。

4. 結論

本研究より以下の結論を得た。

- (1) 私的鑑定書が公正ではない。
- (2) 鑑定関係期間
 - I 鑑定人選任期間の長期化
 - II 鑑定人の多忙
- (3) 鑑定人の協力不足
- (4) 経験法な鑑定人の不足
- (5) 鑑定が建設訴訟の長期化の原因の一つとして鑑定が問題である。

5. 参考文献

- 1) 建築関係訴訟の審理長期化要因について、高裁判所民事局, pp1-14
- 2) 鑑定の活用をめぐる問題について、判例タイムズ NO. 1010, pp42-46, 1999. 11. 15
- 3) 諸外国における民事訴訟の審理期間の実情等の概観, 裁判所, pp1-29
- 4) 鑑定関係事件と鑑定, 判例タイムズ NO. 1990, pp97-111, 2005. 12. 10